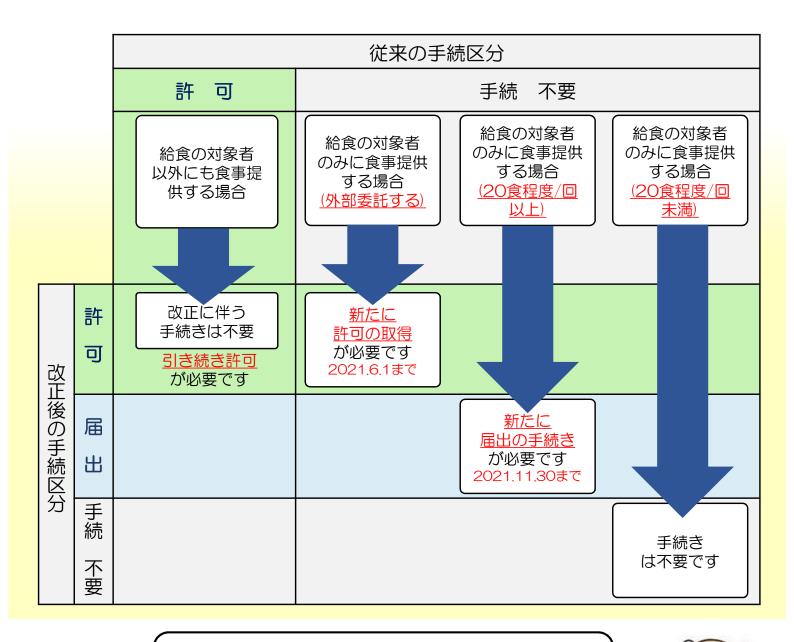
語回給食師般に新たに手続き

が必要になる場合があります!!

食品衛生法が改正され、学校、病院その他の集団給食施設も 営業の許可、届出の手続き等が求められます。

届出制度が2021年6月 7日スタート!

(届出については経過措置期間が2021年11月30日までとなっています) なお、営業許可が必要な施設は2021年6月1日までに許可の取得が必要です



許可や届出の手続きが必要となる施設は、 **HACCPに沿った衛生管理の導入****も必要じゃ!導入に向けた準備も進めておくのじゃ。

急回給食師設の手続きに関する

Q&A

1回20食程度未満の委託で も手続きが必要なの?

調理業務を委託する場合は、食事の提供 数に関わらず、受託者に飲食店営業の許可 が必要です。

2021年6月1日までに許可を取得する必要があります。

施設の調理場を使用する委託 でも手続きが必要なの?

調理業務を委託する場合は、施設の調理 場を使用するか否かに関わらず、受託者に 飲食店営業の許可が必要です。



許可や届出の手続き以外にも 必要な対応があるの?

許可及び届出の対象施設では、HACC Pに沿った衛生管理の導入と食品衛生責任 者の設置も必要になります。

なお、これらは2021年6月1日まで の対応が必要です。

手続きが不要な施設はどうやって衛生管理すればよい?

HACCPに沿った衛生管理や食品衛生 責任者の設置は必要ありませんが、コチラ の通知を参考に自主的な衛生管理の徹底及 び向上に努めてください。



(リンク先:厚牛労働省ホームページ)

食品衛生法の改正全般についてはコチラを参照してください。

食品衛生法 改正

t全志



(リンク先:厚生労働省ホームページ)

問い合わせ先

鳥取市保健所 生活安全課 中部総合事務所生活安全課 西部総合事務所生活安全課 県庁 くらしの安心推進課 **a** (0857) 30-8552

a (0858) 23-3117

a(0859)31-9321

a(0857)26-7284

FAX(0857)20-3962

FAX(0858)23-3266 FAX(0859)31-9333

FAX(0857)26-8171